

## 『始業前のミーティングの取扱い』

労働時間とは、労働基準法には具体的な定義がないものの、裁判例においての定義づけが成されています。三菱重工長崎造船所事件（最一小判・平 12.3.9）では、労働時間について「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することが出来るか否かにより客観的に定まるもの」であるとしています。したがって、そのミーティングは参加が強制されているか、参加しないことで実質的に不利益な扱いがされるかによって、労働時間であるかないかの判断がされます。

一般的には、始業時にその日の作業内容、重要ポイント、注意事項などを話し合うもので、あらかじめ話す内容を整理しておき、短時間に行うのがポイントです。